九　商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）。

第二百十四条の二第一項第一号中「商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について」を「商品デリバティブ取引（取引の公正を害するおそれがないものとして政令で定める取引を除く。以下この条において同じ。）につき、当該商品デリバティブ取引について」に、「商品市場における取引等を」を「商品デリバティブ取引を」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引」に改め、同条を第二百十四条の三とし、第二百十四条の次に次の一条を加える。

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百十四条の二　商品先物取引業者は、商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一　商品投資顧問契約に係る業務に関する情報を利用して、自己の計算において商品デリバティブ取引を行い、又は商品取引契約の締結を勧誘すること。

二　前号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

第二百十五条中「受託契約」を「商品取引契約」に、「委託者」を「委託者等」に、「営まなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第二百十七条の見出し中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条第一項中「受託契約を」を「商品取引契約を」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該商品取引契約に基づく取引（第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。）の額（取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの（以下この項及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ　当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

第二百十七条第一項第二号中「相場の」を「相場その他の商品の価格又は商品指数に係る」に、「受託契約」を「商品取引契約」に、「ある旨」を「ある場合には、その旨」に改め、同項第三号及び第四号中「受託契約」を「商品取引契約」に改める。

第二百十八条第一項中「受託契約」を「商品取引契約」に、「場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは」を「場合には」に、「当該顧客」を「顧客」に改め、同条第二項中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条第三項中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者又は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）が第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定により顧客に対し前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者等が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者等は、第一項又は第二百四十条の十八第一項本文の規定にかかわらず、当該事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

第二百十九条の見出しを「（取引態様の事前明示義務等）」に改め、同条中「受託契約」を「商品取引契約」に、「第二条第十六項各号」を「第二条第二十二項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　商品先物取引業者は、顧客から店頭商品デリバティブ取引に関する注文を受けようとするときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

第二百二十条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務に係る商品市場における」を「商品取引契約に係る」に、「委託者」を「委託者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくても公益又は委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

第二百二十条第二項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百二十条の二第一項中「顧客」を「委託者等」に改め、同条第二項中「準用する」の下に「。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする」を加える。

第二百二十条の三中「受託契約の」を「商品取引契約の」に、「商品取引所法第二百十八条第三項」を「商品先物取引法第二百十八条第四項」に、「商品取引所法第二百十四条（）」を「商品先物取引法第二百十四条（）」に、「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」を「商品取引契約」に改める。

第二百二十条の三の次に次の一条を加える。

（禁止行為等の適用除外）

第二百二十条の四　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一　第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五条　商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二　第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百十七条から前条まで　商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

2　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定当業者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定当業者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一　第二百十三条の二、第二百十四条第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五条　商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二　第二百九条、第二百十四条第八号及び第二百十七条から前条まで　商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

第二百十一条第一項中「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引」に改め、同条第二項中「商品市場における取引等の受託」を「第二条第二十二項各号に掲げる行為」に改める。

第二百二十二条中「商品市場における取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。

第二百二十三条中「における取引」の下に「又は外国商品市場取引」を加える。

第四章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節　特定委託者等

（特定委託者への告知義務）

第百九十七条の三　商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。